

(公 印 省 略)
令和6年6月12日

報道機関 各位

副院長兼経営企画部長 小此木 聡
(総務課人事係)

報道機関に対する情報提供について（通知）
このことについて、次のとおり情報を提供いたします。

1 件 名

酒気帯び運転をした職員の処分について

2 内 容

- (1) 処分対象者 伊勢崎市民病院 看護部 看護員（40代女性）
(2) 処分内容 停職1年
(3) 処分年月日 令和6年6月12日
(4) 概 要

当該職員は、令和6年3月7日午後7時頃、市内の飲食店で飲酒した後、市内の別の飲食店に向かうため、自ら自家用車を運転し、午後8時30分頃、一方通行の道路に進入したところで車同士の接触事故を起こしました。この際、通報でかけつけた警察官による呼気検査で、呼気1リットル当たり0.25ミリグラム以上のアルコールが検出されたため、酒気帯び運転及び通行禁止違反で検挙されました。なお、この事故によるけが人はおりません。

そして、5月28日付けで伊勢崎簡易裁判所から罰金30万円の略式命令があったことから、本人の証言だけではなく、公的にも本件酒気帯び運転を確認できたため、本件処分を行ったものです。

3 そ の 他

当該職員の処分に加え、管理監督責任を問うものとして、直属の上司である看護師長を口頭訓告、看護副部長を嚴重注意としました。

4 病院事業管理者コメント

市民の皆さまの命と健康を守るべき立場である職員が酒気帯び運転による交通事故を起こしたことは誠に遺憾であり、重く受け止めております。二度とこのようなことが起こらないよう、再発防止を徹底してまいります。

問合せ先	経営企画部総務課長 松原
電 話	0270-25-5022（内線5240）